

第42回大阪市路上喫煙対策委員会

日時：令和4年11月21日（月）

開会 午前10時02分

○松倉課長代理（司会） お待たせいたしました。ただいまから、第42回大阪市路上喫煙対策委員会を開催させていただきます。

議題に入りますまでの間、事務局のほうで進行を務めさせていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます環境局事業部事業管理課まち美化担当課長代理の松倉でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、ただいまご出席頂いております委員の皆様方は、委員7名中5名でございます。大阪市路上喫煙対策委員会規則第3条第2項の規定により、本会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、小谷委員、山内委員におかれましては、本日、所用のためご欠席されております。

ここで、傍聴の皆様方をお願いいたします。あらかじめ事務局から、お配りさせていただきました傍聴要領に従い、お静かに傍聴して頂きますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、本日は産経新聞社、朝日新聞社、朝日放送、関西テレビが取材に来られており、撮影を求められております。報道関係者の皆様には、あらかじめ事務局からご説明いたしましたとおり、会議の進行の妨げにならないよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

なお、お名前のみのご紹介とさせていただきますので、ご起立の上、一言ご挨拶をお願いいたします。

初めに、委員長の青木委員でございます。

○青木委員長 青木です。どうぞよろしくお願いいたします。

○松倉課長代理（司会） 近藤委員でございます。

- 近藤委員 近藤です。よろしくお願ひいたします。
- 松倉課長代理（司会） 佐々木委員でございます。
- 佐々木委員 佐々木です。よろしくお願ひいたします。
- 松倉課長代理（司会） 谷内委員でございます。
- 谷内委員 谷内です。よろしくお願ひします。
- 松倉課長代理（司会） 玉川委員でございます。
- 玉川委員 玉川と申します。よろしくお願ひいたします。
- 松倉課長代理（司会） 続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。
環境局局長、堀井でございます。
- 堀井局長 堀井でございます。どうぞよろしくお願ひします。
- 松倉課長代理（司会） 環境局事業部長、川島でございます。
- 川島事業部長 川島でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 松倉課長代理（司会） 環境局事業部まち美化担当課長、木村でございます。
- 木村まち美化担当課長 木村です。よろしくお願ひいたします。
- 松倉課長代理（司会） 健康局受動喫煙防止対策担当課長、岡村でございます。
- 岡村受動喫煙防止対策担当課長 岡村でございます。お願ひいたします。
- 松倉課長代理（司会） 危機管理室危機管理課長、楠見でございます。
- 楠見危機管理課長 楠見です。よろしくお願ひいたします。
- 松倉課長代理（司会） 消防局予防課課長、片木でございます。
- 片木予防課課長 片木です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 松倉課長代理（司会） 建設局公園緑化部企画運営担当課長、池松でございます。
- 池松企画運営担当課長 池松でございます。よろしくお願ひいたします。
- 松倉課長代理（司会） それでは、議事に入ります前に、ここでお手元にお配り
しております資料の確認をさせていただきます。

初めに、本日の大阪市路上喫煙対策委員会次第でございます。

次に、委員名簿、本日の配席図でございます。

次に、第42回大阪市路上喫煙対策委員会資料と記した冊子でございます。

また、条例・規則をまとめた参考資料、ブルーのファイルですね。こちらもお手元に置いております。

よろしくお願いいたします。

資料の漏れはございませんでしょうか。大丈夫ですか。

それでは、これ以降の議事につきましては、青木委員長に進行をお願いしたいと存じます。委員長、よろしくお願いいたします。

○青木委員長　おはようございます。皆さん、よろしくお願いいたします。

本日、会議に先立ちまして、先程もご紹介がありましたが、産経新聞社、朝日新聞社、朝日放送、関西テレビの4社がそれぞれ撮影の許可を求めておられますので、これを許可したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、本日は、前回の中間答申を一旦終了して、再度最終の答申に向けてのリスタートということになりますので、今後の審議の進め方以降、特に普及啓発の件を中心にご意見を戴く予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

では改めまして、今後の審議の進め方につきまして、事務局からご説明を頂いた上でご意見を戴ければと思います。

では事務局からよろしくお願いいたします。

○木村まち美化担当課長　そうしましたら、環境局まち美化担当課長木村からご説明します。

資料1のページを1枚めくって頂きまして、7月に大阪市から2025年1月の路上喫煙の市内全域禁止に向けて諮問を行いました項目につきまして、左に主な事項を挙げておりまして、右にそれぞれの論点を記載しております。

先程、委員長からご説明頂きましたとおり、「喫煙所の整備」につきましては、一旦、中間答申として、先生方のご意見を取りまとめて頂き、大阪市の喫煙所整備に反映さ

せて、整備に向けて進めているところをごさいます、また、本日の最後に、今の状況についてもご報告させて頂きたいと思ひます。

2点目の「過料徴収及び啓発指導体制」につきましてですが、この間、委員会でも共有させて頂きましたとおり、大阪市では、ただ単に条例で禁止をするというだけではなく、実効性を確保して、きちんと適切にマナーを守って頂くような取組をしたいという考え方のもと、過料徴収をしっかりと行い、過料徴収件数も他都市と比べてもかなり多いような状況でごさいます。今後、全市域禁止に向けてもしっかりと実効性を担保しながら啓発指導を進めてまいりたいと考えております。一方で、指導員の人数等にも限りがございますので、どのように効率的に啓発指導を行えば良いのかという点であるとか、他に活動している美化推進の活動との上手な連携により、十分に効果が得られるかという点ですとか、そういった体制強化につきましても、先生方からご意見を戴いて、ご審議頂けたらと考えております。

3点目の『「たばこ市民マナー向上エリア制度」の充実』につきましても、大阪市の独自の制度でごさいます、行政が働きかけるだけではなくて、商店街の方であるとか、地域の団体の方、民間の事業者の方にも、日々の活動として清掃活動を行って頂いたり、普及啓発活動をして頂くことで、喫煙者の方へのより身近なアプローチを行っております。この制度についても、上手に、十分にご協力頂くことが肝要かと思っておりますので、今の活動状況もご説明しながら、今後どう展開していくかというところを、ご意見を戴けたらと考えます。

4点目の「効果的な啓発表示方法」につきましてですが、この間、喫煙所整備をご審議頂く中でも、できるだけ早く皆さんに2025年1月の路上喫煙禁止に向けて大阪府が取り組んでいる状況をしっかりと知って頂くことが肝要であろうというご意見戴いておりましたので、段階的に啓発の実施内容は変わってくるかと思ひますが、早くご審議頂きたいと思ひているところでごさいます。

5点目の「加熱式たばこの取り扱い」については、この間も喫煙動向や法整備の状

況等も注視していくべき、課題事項であるという認識だったと思います。今回大きく取組を変えますので、そのタイミングで整理をしっかりと図っていきたいと考えております。

続きまして、2ページに今後の予定を時系列に並べたものでございます。

それぞれの課題を行ったり来たりしながら議論していくことになるかと思っておりますが、過料徴収と指導体制につきましては、それぞれの課題とも関わってくることでありますから、矢印をちょっと長くしておりますが、概ね2か月から3か月に1回程度委員会を開催して、ご意見を戴きながら、令和5年7月から8月頃にかけて、市民の方にパブリックコメントを実施いたしまして、そのご意見も踏まえて、また委員からもご意見を戴いて、令和5年9月頃には答申案をご確認頂き、その後に最終答申としての取りまとめを考えております。

次のページに移りまして、「審議の優先順位の考え方」についてですが、まず喫煙所整備については、やはりハード整備に時間がかかるということがございましたので、最初に議論させて頂いたところです。

2番といたしまして、先程申し上げたとおり、できるだけ早く喫煙者の方、市民の方、事業者の方に、十分にご理解、ご協力を得ることが重要でございますので、段階的にできるものから実施していきたいと考えておりまして、今回から先に議論をさせて頂けたらと思っております。

3番目に「指導体制等」について、それぞれ法的課題もご提示しながら議論を進めていきたいと思っております。体制を作ってしっかりと実効性のある対策を取るためには、2025年1月の禁止時から取り締まるというよりは、禁止に向けて段階的に進めていく必要があるかと思っております。一方、受動喫煙の観点、健康増進法の観点からも、条例の既存の飲食店に関する面積要件の厳格化の動向等もございまして、それらの動向も見ながら、対策や制度設計を行っていく必要があるかと考えております。

審議の進め方については以上でございます。

○青木委員長　　ありがとうございました。

それでは、今のご説明につきまして、今後の審議の進め方についてご意見やご質問等がございましたら、お願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

中身の確認も含めて、もしございましたらと思いますがよろしいですか。

それでは、特にご質問、ご意見がありませんようですので、今後はこのような順番、優先順位を踏まえて審議をしてまいりたいと思います。もちろん関連もしますし、その時に必要になることもありますので、その時に応じて、積極的にご意見を頂ければと思っております。

では、議題2の方に参らして頂きたいと思えます。

先程のご説明のうち、できるだけ早めに様々なところに、2025年の禁止に向けた周知をしていきたいと、こういうことですので、それに関する基礎資料とか、今後の考える素材ということにつきまして、事務局の方から資料2に基づいてご説明を頂きたいと思っております。お願いいたします。

○木村まち美化担当課長　　そうしましたら資料2に基づいてご説明をさせて頂きたいと思えます。

普及啓発につきましては、どれぐらいやったら十分かというのが本当に難しいものでして、限られた行政の予算であるとか、関係者の方のご協力を頂きながら、どう上手にしっかりと浸透させていくのかというところが肝要でございますので、その辺りを先生方にもご意見戴きたいと思っております。

まずは、これまでの経過についてご説明させて頂きます。

こちらにつきましては、この間、委員会で答申を各段階で戴いておりますので、その内容の復習になっています。

まずは、次のページをめくって頂きまして、右下に1ページと書いている①「禁止地区の考え方について」でございます。

大阪市の中では、まず今でも条例で全市域の路上喫煙をしないように努力義務を市民、事業者の方に課しているところでございますが、その中でも禁止地区というのは、それを牽引していく、きちんとルールを守ってもらうために特に集中的に取り組んでいるところでございます。

その考え方があって、次に市民マナー向上エリアというのがあって、禁止地区以外のところで、しっかりとマナーを向上させていくという考え方で全市域を牽引し、それを全市域の喫煙マナー向上に繋げるという取組でございます。

禁止地区につきましては、そういった観点もありますので、PR効果といいますか、全市的マナー向上の牽引役というところで、積極的かつ継続的な取組が必要であるとか、他の活動とも連携してきちんと経費の削減も考えながら、高い効果を得られるように努められたいというご意見を戴いてきたところでございます。

②として、令和2年の長堀通地域であるとか、こども本の森中之島周辺地域の拡大に際して頂いた答申の中でも、禁止地区の周知は重要であるということ、より多くの標識、看板の設置、啓発の実施に取り組むことを求めるということでご意見を戴きまして、またマナーモラルの向上を図るためには、実際のたばこの販売時点の喫煙者に対してのアプローチという意味で、販売段階における啓発の実施手法についても、今後、積極的に検討を進められたいとご意見を戴いたところでございます。

また、喫煙者の方にも色々な方がございます。観光客の方もいらっしゃいますので、多言語表記を含めて分かりやすい表記といったこともきちんと考えて行うべきだというご意見を戴いたところでございます。

続きまして、直近の堂島公園の再整備に伴って頂いた答申内容が、③の令和4年のものございまして、その時にも、先程の多言語表記だけではなくて、図記号とかを活用して、ぱっと見て分かるような形で表記をした方が、皆さん分かり易くてマナーを守って頂けるんじゃないかというご意見がございました。

これらの主な答申内容を、下の点線囲いで重要なポイントを要件としてまとめてお

ります。

先ずは、積極的・継続的な取組を特に禁止地区では行っていくということ、他の活動とも連携して啓発をしていくということ、後は、より多くの標識、看板設置、啓発の実施が求められるということと、たばこの販売時点での啓発の実施検討、また図記号なんかを使った分かり易い表示についてご意見を戴いてきたところでございます。

次のページをめくって頂いて、こちらは法的なところで、過去にこの大阪市路上喫煙対策委員会でもご紹介をしているものになりますが、路上喫煙に関する法的な判断の中の一つで重要なものがございます、これは横浜市の路上喫煙の訴訟に関したものです。

こちらは、過料処分を受けた喫煙者の方が納得されずに手続を経て裁判所に訴えを起こしたものです。

当時、条例違反による過料処分に対する裁判所としての考え方が示されておりまして、判決の要点を、下に書いています。

まず、過料処分を行うためには違反についてその方の過失が必要というのが、重要でございます。

路上喫煙の規制の表示につきましては、路面表示が一般的であろうということとか、後は、喫煙者の方が路上で喫煙する注意義務を鑑みると、横浜市が実際過料処分を行った場所というのは、過料処分された方が歩いた道中に禁煙表示がきちんとなされていたので、そういった状況から、この過料処分を受けられた方は、本来ここが禁止されている場所だということを認識すべきだったというものです。その後、納得されずに上告されたが棄却されたものでございます。

この判決を踏まえて、私たち大阪市としても、喫煙を規制しているということを十分に表示していくことを求められているところでございます。

次のページに、本日ご意見戴くことについて、どういった観点からご意見戴きたいかというところを取りまとめております。

まずは、本当に率直な意見を戴けたらというところなんですけども、主なものとしては、(1) 事前周知をどれぐらいの規模でやれば適切なのかというようなところについて、ご意見を戴きたいと思っております。

後は(2) 広報手法の拡大検討についてですね。

こういった形で進めていけば、より効果的なのかというところを、これまでに戴いたご意見も一部反映した資料にしておりますが、ご意見を戴けたらと思っております。

同様に(3) たばこ市民マナー向上エリア団体の活動の充実につきましても、どういう加入者ニーズがあって、それを掘り起こすことでどうやって拡大していくことができるのかであるとか、加入団体の方々に、この間新型コロナの関係でなかなか活動ができなかった状況もありますが、当初の活動からちよつとずつ内容を変えられながら活動されてきた経過もございますので、そういったところも確認しながら、こういった物品を準備すれば効果的かという点等もご意見戴きたいと思っております。

後は、(4) 指導體制と合わせた啓発活動に関して、巡回回数増加等について、他都市では民間委託を利用しているケースもございますので、そういったものもご紹介させて頂きながら、ご意見を頂けたらと思っております。

続きまして、次のページからは、これまでの大阪市の取組と他都市の取組をご紹介します。

この条例を制定した平成19年度当初には、やはり最初の取組だったので、かなり大きく広報活動を実施しております。

特に、梅田、難波、天王寺、心斎橋、京橋といった市内中心部での街頭のキャンペーンも実施しておりました。

他にも区民まつりへの出展であるとか、商店街や地域の団体、女性会であるとか、母と子の共励会も各地域にございますので、そういった団体と連携した取組とか、後は(4) その他取組といたしまして、環境局のごみ収集車両のパッカー車に巨大ステッカーを掲示したりとか、広報車両を巡回させたりといった取組を制度開始時には、

特に御堂筋を中心にしっかりと実施をしてきたところでございます。

(5) ポスター等の配布実績を書いておりますが、平成18年度と平成19年度で、かなり多くの配布物を配ってきたところでございます。少し時代が変わってきているので、変更が必要なところもあると思います。

次のページからは、配布物のそれぞれの作成費や作成数等を参考に、数字的なものを示しながら書いております。この辺りはこれまでもご説明させて頂いていた部分とも重なるのですが、例えば、ポケットティッシュの、6ページの図を見て頂きますと、事前にできるだけ早く周知を進めた方が良いというご意見を戴いておりましたので、上のオレンジの帯の所に、2025年1月の「市内全域の路上喫煙禁止に向けて取り組んでいます！」というメッセージを追加して、現在配布をしています。

同様に、次のページの右側ののぼりですね。

これが、市民マナーエリア団体にお配りしているのぼりになりますが、そちらにも左の下のほうに、「大阪市は市内全域の路上喫煙禁止に向けて取り組んでいます」というメッセージを追加したものを、今年から配布しております。

続きまして、8ページのY o u T u b eの動画ですが、こちらも前にもご意見を戴いておりますが、視聴回数についてはその後も伸びず、905回に留まっている状況です。

後は、掲出物について次のページに書いておりますが、真ん中の看板が、この間、禁止地区を新たに指定する際に、特にどこに設置するかというご意見を戴いた部分になります。他に、現在表示しております看板や路面シールであるとか、御堂筋には埋め込んでいる路面タイルがございまして。ただ、一方で路面タイルについては、水道管やガス管などの工事がある度に壊してまた直さないといけないので、なかなか設置し難いような状況もありまして、運用面ではしんどい部分もあつたりします。

こういったものを使いながら啓発をしております。

先程の答申にもありました、他の活動と連携した取組として、一番左に書いているノーポイモデルゾーンの看板というのがございまして、こちらはポイ捨て全般を防止

する取組で、各団体がまちの美化清掃をして頂いている場所に看板をつけておりまして、そこに路上喫煙禁止についても一緒に記載し、効果的に両方をお知らせする形で、1つの看板で2つの施策を周知できると考えて実施しておるものです。

その他にも、イベントでの啓発であるとか、あと、SNSの発信ですね。

11ページは、主に禁止地区を拡大した時に実施してきた手法になります。こういったものを、全市展開の時に、どう効果的にできるかを考えないといけないかと考えております。

12ページに移りまして、こちらが、たばこ市民マナー向上エリア制度の今の状況でございます。左下に活動団体の加入状況について記載しておりまして、最近はまだ少しずつ増えてきている状況ですが、当初に比べたら伸び悩んでいるような状況でございます。

活動団体の属性を、右に円グラフで記載しておりまして、最初のスタートの時に、商店会総連盟にご協力頂いていたこともあり、商店街が半数以上を占めているような状況でございます。その他の地域団体であるとか、ほかの民間事業者も4分の1位ずついらっしゃるような状況でございます。

次のページに、たばこ市民マナー向上エリア制度のこれまでの活動実績を記載しておりまして、参加人数を見て頂いたら分かるように、新型コロナウイルスの流行の関係もあって、人数自体どこの団体もなかなか苦労しながら、工夫して活動されている状況でございます。右下のピブスが昨年作ったもので、これを活用して頂いて、現在活動もして頂いているところです。

14ページ以降が、他都市事例のご紹介です。これから喫煙所を多く整備していく中で、喫煙者にマナーを守って頂くためにはどこに喫煙所があるかをお知らせすることが、重要でございます。

東京都台東区はウェブで喫煙場所をご案内するような取組をされておりまして、千代田区は紙で分かりやすく、どこに喫煙所がありますというものを、公設喫煙所だけでなく、民間の喫煙できる喫茶店なども載せながら案内をされているところで

す。私たちも、こういった取組を参考にして、喫煙所の案内をできたらと考えております。

次のページに、これは民間の会社に啓発などを委託している事例でございます。左が東京都港区の事例で、警備会社に委託をして、過料徴収以外の活動をしています。同じように、右側は東京都品川区の事例で、シルバー人材センターに委託をして、同様の取組をしているものになります。

次のページも、他都市の取組を引き続き掲載しております。左側が、それぞれの対策が必要な場所の所有者であったり、管理者の方に提供するステッカーでございます。

右側が神戸市の取組で、過料徴収を行う職員の服装を威厳のあるデザインにして、一瞬、ぱっと見たら警察官かなと思えるようにして、喫煙者の方に路上喫煙禁止をしっかりと守って頂けるように取組をしております。あと、神戸市は「見せる啓発」というのを最近取り組まれているようで、啓発指導の映像をデジタルサイネージに流すことで、神戸市ではしっかりこういった指導、過料徴収をやっているよということを、実際に巡回するだけではなくて、巡回映像を広報活動にも使っていることを、神戸市の担当者より先日教えて頂いたところでございます。

次のページに移りまして、他都市の取組として、プレート配布の取組をされているところがございまして、こちらも困っている場所の所有者等に対して提供するという取組を実施されています。

18ページは、大阪市の別事業にはなるのですが、駐輪場対策として、勝手に駐輪しないように、子どもたちの絵画を利用して、路面シールを作って、止めようとした人の良心に訴える取組です。

次のページに移りまして、前に玉川委員からもご紹介頂いたもので、強制的に、路上喫煙の禁止を訴えるだけではなくて、小さなきっかけを与えて人の行動を変えろというナッジを活用し、社会規範を感じてたらマナー違反をすることに対して後ろめたく感じるようになるので、そういったことを考えて、上手にマナーを守って頂くよう

に、誘導していくような取組でして、左側はバスケットボールのゴールの形にして、楽しんでごみを捨ててもらおうという取組です。

右に記載しておりますのが、これは大阪市内でも今実施している取組で、以前にご紹介をしました、東京の喫煙所をコーディネートして設置されたり、イベントを実施している民間団体が実施しているものです。

こちらは、道端に落ちている吸い殻を写真で撮ってもらって、それにコメントを付けて投稿頂く取組で、それぞれの吸い殻の形に応じて、ニックネームのような、ちょっと面白い内容を書いて、「青い髭男」とか、「吸っぱりハイスクール」とか、そういう名前をつけながら応募して頂く取組で、こちらは、大阪市内でも先月、10月中旬から実施をしています。今朝、投稿数を確認しましたら、大阪では今422件の投稿がありました。

東京ではもう少し前から取組をされていて、東京では6,000件の投稿があるので、まだちょっと大阪は少ない状況ですが、地域別に見てみると、投稿している所で一番多い所が、やはり難波の地域が多く、その中でも多い所を見ていくと難波の駅前広場がかなり多いような状況です。どこに吸い殻が多いか可視化できるというのがこの取組の1つの狙いでありまして、これから対策を講じる必要性が高い場所が分かるということで、大阪市も後援という形で一緒に実施しているところです。

説明は、以上になります。

○青木委員長　　ありがとうございました。

いろいろなご紹介を頂きましたので、いろいろ思われることもあると思いますが、一応どちらからでも結構ですが、方向性としては、4ページにありました4点を一つの目安にして、いろいろご意見戴きたいということではありますけれども、今日は議論の初回でもありますので、今ご報告を受けたことや、普段感じていることを、委員の皆様からご質問、ご意見を戴ければと思っております。

いかがでしょうかね。

具体的な提案じゃなくても、ご感想とか、こういうことを特にというのでも結構だ

と思いますので、いかがですか。

谷内委員お願いいたします。

○谷内委員 いろんな事例を紹介して頂きありがとうございます。

最後のこのナッジを活用した取組でポイ捨て凶鑑、すごく面白いなと思って聞いていました。投稿する方は、それほど手間というか、写真撮って投稿するだけで、それが対策すべきところを可視化できるという参加型の取組で、そういうプロセスも含めて皆さんに知って頂いて、もっと取組が増えると面白いのではないかなと思います。

動画が伸び悩んでいるというところがあるのですけれども、動画は本当にいろんなところが、今大量の動画を上げていますので、なかなか見てもらうのが難しいのかなとも思います。ただ、最近の若い子の動画の傾向で言うと、参加型動画みたいなのが増えていまして、ティックトックみたいな、短めのところでやってみたとか、試してみたいなものがあるんです。

この、最後のポイ捨て凶鑑じゃないんですけれども、そういう若い人たちに啓発を訴えるのに、たばこのマナー向上を訴える動画を作って上げてもらって、ハッシュタグを付けてもらうとか、高校生とか中高生とかにスマホでも撮影できるので、そういうのを試しにやってもらう機会を作るとか、何かそういう参加型の動画を作ってみんなで盛り上げてみるというのもどうかなと思いました。

後は、前も質問したかもしれないんですけれども、たばこ市民マナー向上エリア団体について、これは地域活動協議会への働きかけというのはあんまりないんでしょうか。一覧表を見させて頂くと、振興会はあるんですけれども、地域活動協議会はあまりなさそうかなと思ひまして、各区地域活動協議会については、結構取組をされているので、そこを通して働きかけをするというのも一つかなと思いました。

以上です。

○青木委員長 ありがとうございます。ティックトックとか、そういう新しいのが大事ですよ。

協議会には働きかけてされているんですかね。

○木村まち美化担当課長　　ありがとうございます。確かに地域活動協議会に対して、直接アプローチというのは、まだしてないです。

　　実際、今、大阪市の様々な事業の取組については、地域活動協議会もそうですし、地域振興町会であったり、後は女性会であったり、様々な団体がいろいろな取組をやって頂いております。先日も大阪の美化推進の観点で、2月に大阪マラソンの前に集中的にみんなで清掃活動しようという呼びかけをやっておりまして、それを地域振興町会にもご説明する機会がございまして、その時に、今、大阪市が2025年1月に向けて取り組んでいることは、お伝えしているのですが、具体的なマナー向上エリア制度のご紹介であったりや、そういったことは、まだ確かにしていない状況です。地域活動協議会の中に地域振興町会も入られていたりするところもあるんですけども、重なる部分もありながらですが、それぞれの団体に、私たちがお知らせするきっかけとか、新たな取組にもなりますので、そういったタイミングを見つけて周知できれば、確かに裾野が広がっていくように思いました。

　　ありがとうございます。

○青木委員長　　佐々木委員、今の点も含めてお願いできますか。

○佐々木委員　　今、話が出ました地域活動協議会に活動をということで、私もその地域活動協議会に入っているんですけども、確かにこの間の会議にも、このマラソンの手前の掃除の件も地域の方に回っておりました。

　　ですから、今日この話が出る前から、その活動の中に地域活動協議会も入れたらどうか、諸団体がたくさんありますので、そういうようなことも私も思っておりました。

　　だから、いっその機会に、地域活動協議会の方にも、もうちょっと積極的に働きかけを、今しか、する時がないと思うんですね、この大阪市内で万博を開催するという時期ですので、こういう時に一気に活動を進めていきたいと言って頂きたいと思います。

　　それと、ちょっと話がずれるんですけども、今、このたばこのポイ捨ての写真を見

せてもらって、いろいろとたばこ吸っておられる。そしてごみ箱に捨てると、この場合はごみ箱の周りが喫煙室になっているんでしょうね。当然、こういうことですから。

でもね、常に受動喫煙をされている人が、本当にたくさんいらっしゃるのに、なかなかその人達の保護というのはできていない。今回もそういう、たばこの喫煙場所を作るということが基本なんですけれども、一方でやはり受動喫煙の被害というのを聞いて頂きたいと思います。

といいますのは、たばこ屋とか、前にも言いましたコンビニとか、そこではたばこを扱っておられますので、店の前に灰皿を置かれています。そしたら当然、灰皿があるから皆さんそこに寄って来られますけれども、何らその周りには、「喫煙場所じゃないです」といった看板がありません。

ですから、特にコンビニなんかは入口の所に置かれていますので、出入りする人達が、その間、たばこの煙を避けながら歩いておられる方もやっぱりいらっしゃいます。

そういうのを目の当たりにすると、本当にこれで、たばこの害の防止対策を進めているのだろうかという疑問に思いました。

だから販売される所、この頃、だんだん販売する所も少なくなりまして、自動販売機になっています。自動販売機の前には、何らそれを規制する人もいなくて、ただ灰皿を置いておいている場所だけが目立ちます。そこへ皆さんが集まってきて、堂々とたばこを吸っておられます。道路であっても、ここにはたばこを捨てる所があるからいいだろうということで吸われています。

そう考えましたら、本当に、どうしてもそのたばこの煙がもう嫌な人、やはりたくさんいらっしゃいます。私、それ嫌いですからとはいちいち口に出さなくても、本当に心の中では悲鳴を上げておられる方もいらっしゃいます。

ですから、この際にきちっとそういうものも目に入れて頂いて、それこそ掲示じゃないですけども、販売される時には責任を持って、そういうことにも対応して頂きた

いなと思います。

それともう一つは、各会社がたばこを社内の喫煙禁止はもう大体されておりますね。だからほとんど会社の中では皆さんたばこを吸わない。そしたらどこで吸われるかという、そういう近くのたばこ屋とか、そういうような灰皿を置いている所へ皆出てきて吸われます。会社の人達は、そこまでは分かりません。でも、吸う時は、そういう所で、自分達も、もちろんそこは会社じゃないですから当然堂々と吸われていますね。

例えばですけども、私が目にした所で、そういう所がありまして、たまたまその前が団地です。団地で、いつもお布団も干しておられる所がありまして、大きな声を上げられていました。そこでたばこを吸わないで、お布団が臭いですというように言われています。

そのような声が皆さんの所には、やっぱり届いていないと思います。そういうような人もいらっしゃるの、前から比べて今を考えましたら、随分とたばこに対するそういう態度というんですか、迷惑も、こういう喫煙室を設けるということで、世の中は今本当に変わってきました。すごく良くなってきていますけども、もう一歩進んで、この際ですから、そういうことを、やはりきちんと対応して頂くようになってほしいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○青木委員長　　ありがとうございます。

前半の地域活動協議会は、ぜひ取組を検討頂きたいと思えますし、後半の方でお話しがあった1つの、たばこ販売業者とかコンビニエンスストアをターゲットにした、何か要請とか啓発、プラスですね、そこで喫煙をさせないようにする取組の要請とか、そういうのは何かありますか。

○木村まち美化担当課長　　ありがとうございます。

前に、委員会で喫煙所の整備に関しても、関係者と連携しながら取組をしていくよという事でご意見戴いたところでして、ヒアリングと申しますか、私達も日々、

佐々木委員がご紹介になったような、広聴というかを受けて、個別で状況確認に行ったりもしております。それに加えて各コンビニ事業者に、大阪市が2025年1月に向けて、全市域の路上喫煙禁止に向けて取り組むことを、状況を共有させてもらいながら簡単な意見交換をさせて頂いたりもしております。その中で、まずは2025年1月に向けて禁止していくことをしっかりと明示するためには、その一店舗一店舗というよりも、それぞれの会社の取りまとめをされているような部署とコミュニケーションを取りながら一緒に協力してもらわないと、なかなか難しいのかなと思っております。周知や啓発に関して、いかに喫煙者の方にご理解ご納得頂けるかというところは、先程おっしゃって頂いたとおり、やっぱりたばこを販売されるタイミングの周知が一番効果的だと思っておりますので、これからまた具体的に各社とも相談をさせて頂きたいと思っております。

○青木委員長　ありがとうございます。

抽象的な協力要請はもちろんですけど、具体的にコンビニだったらどうか、小売販売、たばこ販売店に要請することを具体化して要請できると良いと思いますので、またそういう意見交換を通じて検討も頂ければなと思っております。

後は、受動喫煙防止、屋外での健康増進法の関係で言うと、民間企業が自社内で禁煙にした後の波及については、民間の各事業者が何か努力できることじゃないんでしょうかね。それは岡村課長の方なのかもしれませんが。屋外について具体的な規定がないのは存じ上げておりますけれども、今言ったような、佐々木委員がおっしゃったような、中で禁止すると外に出てしまうということについての各事業者に対しての協力要請みたいな何か対策はないでしょうか。

○岡村受動喫煙防止対策担当課長　そうですね、健康局としましては、やはり事業所の中では吸わないでくださいというのはもう基本中の基本です。どうしてもというのであれば、専用室を作って頂くとかということなのですが、結局そこでお金がかかるということですね、費用がかかるというのがネックだと思います。

あと、事務所が狭いとかでお外に出てきてしまうということなんですが、委員のおっしゃって頂いたように、やはり受動喫煙の害というのは、屋外でどうこうというのは厚生労働省としてもはっきりとは言ってないです。でも、ただガスには有害物質が含まれているので、健康被害はないとも言い切れない、今後の研究を待たねばならないということになっています。

きっちり閉じ込めても外へ出てこないでくださいというのであれば、やはり中にきっちりとした排煙設備を備えたものを作ると。ただ、そこにはお金がかかりますというところが、行政的にはどうか、事業所も、お店もどこもそうなんだと思いますけど、そこが問題となってきます。

以上です。

○青木委員長　　ありがとうございます。

具体的に、制度としては難しくても、中で禁止しているからといって、みだりに外で吸わないようにしてほしいと各事業者を通じて各従業員に啓発するとか、そういう協力のお願ひみたいなことは、何か協力して、双方でして頂くとかいうことを検討してほしいですね。

○岡村受動喫煙防止対策担当課長　　もちろんそうですね、そうなります。そうしていかなければならないと思っています。

○青木委員長　　その点、具体的な規制という観点ではありませんが、屋内禁止だからそっちで吸うということにならないような取組ということですね。そこをちょっと何かご検討頂きたいなと思います。ありがとうございます。

その他委員の方々、喫煙者のご意見、あるいは事業者団体その他のご意見も含めて、ぜひいろんな観点からと思いますが、玉川委員、お願いします。

○玉川委員　　ありがとうございます。

周知に関して、いろんな方法があることをご紹介頂きましてありがとうございました。私も、先程、谷内委員からお話があった、この最後のポイ捨て図鑑とか非常に面

白いなと思って見ておりました。おっしゃっていたように参加型の取組で新しいアイデアを募るというのも、すごく良いのかなと思っています。

例えば、今ですと社会課題を例示して、それに対する解決のアイデアをいろんな若い人だったり、発想を持っている方々から募るといったことがあると思うんですね。よく大阪市のご関係であれば、例えば、大阪イノベーションハブであったりとか、経済戦略局で、そういったこともされていると思いますので、まさにこの全市禁煙というのは市を挙げて取り組まれている施策だと思いますので、他部局の施策を利用する形でアイデアを募るといったのも面白いのではないかな、効果的なのではないかなというふうに思いました。

あと、先程の、このたばこ市民マナー向上エリア団体につきましては、いくつか地域団体もあるかと思えますし、また、大阪市の計画調整局ですかね、エリアマネジメントの団体も把握されていると思います。そういった方々にもご協力を仰ぐというのも一つなのではないかなと思いました。エリアマネジメント団体は、どちらかといいますと企業が委員となって活動されていますので、企業市民にはなりますけれども、同じように清掃活動をされていたり、町をより良くしていくための活動をされているところだと思います。ただ、あまりこれまで、おそらく、たばこマナーの活動ということはご存じないのではないかとも思いますので、この機会に、全市を挙げた取組の一つとして、そういったこともご検討頂ければなと思いました。

以上でございます。

○青木委員長　ありがとうございます。

今の団体には、今までアプローチをされたことはないですかね。

○木村まち美化担当課長　そうですね。確かに直接的にというのはないんですけども、玉川委員がおっしゃるとおり、例えば、グランフロントなどはうまく喫煙対策が取れているというか、あまり苦情も少なく、上手にやってくれているなと思っております。一方で、今、難波の駅前広場が広場の整備とか御堂筋の側道を廃止して歩道

にしたりとか、取組を進めていて、エリアマネジメントの手法なども考えながら今検討中でございます。そこともコミュニケーションを取る機会が喫煙所の関係であります。そういった時に、それぞれ構成員の中には、それこそ商店街の団体とかも入っていますので、状況を共有しながら対策を講じられたらと思います。

ここで一つ報告です。難波の喫煙所に関して、今ちょうど駅前広場を工事しているところで、段階的に少しずつ工事を進めているんですけど、これまで大阪市が管理していた喫煙所についても、仮設喫煙所という形で場所を移転させていまして、同じ広場の中なんですけども、4月末ぐらいまで今の位置に、元々バス停のあった辺りに置かせて頂いて、その後は、またずらしてみたいなことで、少し不便をおかけしますが、きちんと喫煙者の方が吸える場所を確保しながら工事を進めていくように調整を行っております。

○青木委員長　ありがとうございます。

おそらく、他部署のほうでいろんなノウハウを、環境局以上に、いろいろやっておられるところもあると思いますので、ぜひそこのコラボレーションをして頂ければと思います。何しろ万博の宣伝をこれから強められるでしょうから、万博の宣伝の時には必ずこのことを最後には付け加えてもらう、5秒でも10秒でも最後に必ず入りたいな、そういうようなタイアップをして頂けると。こういうのは多分、繰り返し繰り返しというのが一番大事だと思いますので、ラジオとかも、たまにラジオのDJに必ず言うて頂くとか、いろんなチャンネルを、お金がかからないようなチャンネルがいろいろ工夫できると良いと思います。

もしかしたらYouTubeも、ユーチューバーとかに見てもらえる方法を、もうちょっとこうしたら訴えられるよみたいなのを、ちょっとご意見を聞いた上で開発した方が良いかもしれませんね。あるいは、ユーチューバーに協力を頂くとかですね。お金の問題とかはどうかは分かりませんが、もし可能な範囲でそういうアイデアも、今ならではの周知の方法というのがいろいろ考えられるかなと聞いていて思

いました。

いかがですか、近藤委員の方は。

○近藤委員 啓発活動について、いろんな事例をご紹介頂いて、ちょっとこうした方がいいなと思ったことについてお話しさせていただきます。

今までやってきた取組にさらに上乘せしてやっていくという形になるんで、この啓発活動のチラシやのぼりが、路上喫煙をやめましょう、それから歩きたばこをやめましょう、マナーを守りましょう、ということで、いろんな書き方をされているかと思うんですけども、今後やられるものについては、あらゆるものの、いの一番、1行目に全市域の路上喫煙が全面禁止になりますということをまず謳って、その中でこういうことをして下さいねという立て付けの方法にしないと。

よくある誤解が、いや、私マナー守ってます、携帯灰皿を持っていますよと。御堂筋は禁煙なんでしょう、ちょっと離れた所で吸っています、歩きたばこはしてませんよ、座って吸っています、ということがあるので、啓発の目的じゃなくて、全面禁煙になるんですということを、もうちょっと一番に謳っていくべきだと思いました。

そうすると、じゃ、どこで吸えばいいのという疑問が当然出てくるわけで、14ページで、東京の、こういう、ここ行って吸って下さいというようなマップが、なかなか完成はもうぎりぎりにならないとできないと思うんですけども、これぐらいの数のものを、これぐらいの時期から準備しようと考えていますみたいなことを、これは隔っこの方で良いと思うんですけども、盛り込めば皆が納得した啓発活動になるんじゃないかと思いました。

○青木委員長 ありがとうございます。

確かにそうなのですね。マナーを守った喫煙をというと、条例でも基本的には路上喫煙はしないようにというふうで、努力義務にしている観点から言いましても、もうちょっとストレートなメッセージをととは思っていたので、近藤委員のおっしゃるとおりかなと思っていました。今日配られた資料も、どちらかというと「マナーを守っ

た喫煙を」が表に出てるものが今のところ多い感じもありますので、ぜひそこは統一したキャッチフレーズ、メインテーマを決めてというのが効果的でしょうね。

先程、繰り返し繰り返しという意味でも、ワンフレーズで一番言いたいメッセージを決めて、それをもうとにかく全てのところに展開するというのも大事かなと思いました。2025年路上喫煙禁止でしたっけ、ご提案は。

○近藤委員　　そうですね。

○青木委員長　　2025年路上喫煙禁止。

○近藤委員　　大阪市はそうしますということ。

○青木委員長　　はい、ありがとうございます。それもまたぜひご検討頂ければと思います。その辺りは何か、考えてきておられることありますか。今の点について、何かキャッチフレーズとか、展開する言葉のフレーズとかについてはこれからですか。

○木村まち美化担当課長　　そうですね、これからになります。

一方で、条例改正がまだというところもございまして、「今取り組んでいます」までだったら書き過ぎじゃないだろうということで、内部でも確認して、この言葉で今は周知しているところなんですけど、それを段階的に強めていって、後は近藤委員がおっしゃって頂いたとおり、基本的には路上喫煙しないようにと今も努力義務化しているので、もう少し分かり易い形にするということもちょっと考えたいと思います。

一方で、内部での検討であるとか、関係者ともお話をしていく中で、喫煙者の方に対して、マナーを守っていないことを前提としてアプローチする手法と、後は、よくトイレなんかで、「きれいに利用して頂いてありがとうございます」という形で、より良くして頂くようなアプローチの仕方と、2つあるかと思っております。その辺りのさじ加減をどちらに軸足を置くのかということも、啓発物によってもでしょうし、配る時のタイミングとか、そういったものでそれぞれ考えていけたらどうかなと考えています。

たばこ事業者もそうですし、コンビニについても、一方で喫煙者は顧客でもあるの

で、そういったところの周知については、特にその辺りも気をつけてこれから言及していけないといけないのかなと思っています。オリンピックの時に、東京都がいろいろ工夫されて、民間と協力されていたみたいなので、その辺りも勉強させてもらって、事業者と連携できたらと思っています。

○青木委員長　ありがとうございます。

その他いかがですか。先程おっしゃったこと以外でも、また別に考えついたことも含めてご意見戴いてもと思いますが、いかがでしょうか。

玉川委員お願いします。

○玉川委員　万博に向けて取り組まれているということで、当然、この表示についても多言語でということもお考えだと思います。私、前に東京に行ったとき、たまたま中央区を歩いていましたら、ポイ捨ての立て看板があったので写真撮ってきたなと思って、今ちょっと見ていたんですけど、「No Smoking While Walking No Littering Bylaw」と書いていまして、歩きたばこ、ポイ捨て禁止、路上喫煙はやめましょう、というのを非常に大きくばんと出されています。後は少し小さい文字でですね、公共の場所の内、吸い殻入れのない場所、混雑している場所での喫煙は禁止ですというようなことも書かれています。先程おっしゃった携帯吸い殻入れでの喫煙は不可みたいなこともはっきり書いた上で、大きなのぼりになっているというような事例もありましたので、今日、見せて頂きました資料の何枚目かにそういった東京都の事例が、17ページですかね、ございましたけれども、条例化された後は、こういった形でいろんな東京都の事例の中で一番効果的なやつを上手く使わせて頂いてやると良いのではないかなと思いました。

後はやはり、見た目も、もちろん効果とともに、どちらかといいますと、やっぱりすっきりして分かり易い方が良いのかなと思いますので、その辺は統一されたような形で、ぜひすっきりしたデザインで進めて頂けたけたらと思います。

以上です。

○青木委員長　　ありがとうございます。

今の9ページにある大阪市の看板は、どうしても指定区域での過料の問題があるので、事細かに詳しく書かないと、という意識もあつて詳しくなっていますが、もう本当に字がいっぱいで何が書いてあるか分からないという感じがありますよね、正直言います。なので、今後、全面禁止になればエリアの指定とか、そういうようなご説明も要らなくなってくるので、それを見越して、もちろん2025年以降のシールというのはまた考えるとしても、とにかく大阪市のいろんな所が禁止になってきますよということだけを訴えるようなものは、指定禁止エリア以外の所にいろいろ貼れるような新しいデザインというのも、もう本当に極端なことを言えば、たばこにバッテンがしているだけのステッカーでも良いような感じもするぐらい、視覚的効果というのは大事かなというふうには思っています。過料を取るなら細かく書かないといけないかもしれませんが、今は周知という観点で特化した様々な広報手段というのも大事かなと思いました。

それ以外いかがでしょうか。

これは、喫煙されている方や事業者の方以外に、全然たばこを吸わない市民の方々にも知って頂くには、どういう所が一番届くんでしょうね。

谷内委員や佐々木委員の方で何かありませんか。一般の吸わない方の所でもあんまり関心が薄い。この間、喫煙されない方の関心が喫煙されている方の丁度半分で、やっぱり喫煙されない方のほうの関心が薄いみたいなアンケート調査も出ています。受動喫煙という意味では関心が高いはずではあるんですけども、そこにはどう工夫したらいいかなというのはちょっと思っています。

何かございましたらで結構なのですけれど。

特によろしいですか。ありがとうございます。

その他、いかがですか。よろしいですかね。

じゃ、谷内委員、よろしく願いいたします。

○谷内委員 吸わない人間からしますと、吸っている人に注意というのがすごくやりにくいというのは思っています、難しい所だなと思います。これが設定されることで、何かどういうふうがいいことになるのかというのが分かるようで分からないといえますか、ちょっと不適切かもしれないですけど、例えば、税金で喫煙所がたくさん作られるというのが、吸わない人間からすると、ああ、そうなのかと思う所もあるかもしれませんし、ちょっと不適切かもしれないんですけど、例えば、税金で喫煙所がたくさん作られるというのが、吸わない人間からすると、そうなのかと思う所もあるかもしれませんし、ポスターとかを見て、路上喫煙は迷惑ですというネガティブな印象が割と強くて、マナーを守ること、マナーを守るっていいですか、全面喫煙禁止になることで、すごく大阪市というのがきれいな美しい、すごく住みやすい町になるんですよというのを、もうちょっと知らせるのも良いのかなという気はします。

路上で吸わないのが当たり前なんですよというのを、もっと知らせていくのが大事かなと思っています。その当たり前というのをどこから作っていくかというのと、やっぱり結構、子どもの段階から伝えていくというのは、すごく大事なかなと思っています。今、喫煙者の方、すごく減っているのですが、小学校の中でも、たばこを見たことがないという子どもが増えているそうなんです。そういうたばこをふだん目にしないのが当たり前ぐらいになるというのは、すごく良いことだなと思っています、何かそういう、吸わない人にどう働きかけたらというのはすごく難しいところなんですけど、小学校、中学校ですとか、お父さん、お母さん方、保護者の方にも働きかけるというのは、すごく大事なことかなと思います。すみません、あまり良い意見でないんですが。

○青木委員長 ありがとうございます。

また、山内委員が、次回来られたら、その辺りも少しご意見を伺ってみたいと思いますね。

その他いかがですか。よろしいですか。

では、この議題につきましては、以上とさせて頂きたいと思いますが、よろしいでしょうかね。

また、もちろん次回も引き続き、この課題も取り上げますので、さらにいろいろ委員の皆様が、さらに新しいアイデアとか、ほかの実践例とかもご存じでしたらお願いしたいと思えますし、たばこの取組に関する他の都市の例というのもそうですけど、やはり効果的な周知という意味でいうと、他の課題に関する効果的な周知もぜひ、積極的に取り入れていきたいなというふうにも思えますので、よろしくお願ひします。また、山内委員や小谷委員にも、次回、またご意見を戴ければなと思っています。

そうしましたら、この議題の2の効果的な普及啓発方法については、本日は以上というふうさせて頂きたいと思えます。ありがとうございました。

それでは、続きまして、報告案件が1件ございますので、事務局の方から資料3に基づいて、ご報告をお願いいたします。

○木村まち美化担当課長　　そうしましたら、事務局のほうからご報告させて頂きま

す。先々週位から報道でも、いち早く報じて頂いたところもございまして、新聞記事なんかでも、先にご覧になった部分もあるかと思えます。大阪市の今の検討状況をご説明させて頂きます。

この間、喫煙所をどれだけ整備していくかということで、中間答申のところでは、先生方から、全市域を禁止するからには、相当数の喫煙所が必要だろうということでご意見を戴きまして、それを踏まえて内部で検討してきたところでございます。これが正解だというもののがはっきりと数字になかなか出るわけではなくて、いろんな試算もして頂いた事業者からご提示されていたり、報道でも出ているところですが、大阪市としましては、まずは、どれぐらいが必要かということ、東京とかでも出されている数値とか考え方も見てるんですけども、大阪で独自で、どれだけ必要なのかを検討する必要があるだろうということで、まずは、どれだけの喫煙者数があるのかの把握ということで、1番に喫煙者数の推計を上げております。こちらにつきまして

は、平成27年度の国勢調査を基に出しているものでして、20歳未満を除きますと、308万7,000人の昼間人口が大阪市にはいらっしゃいます。その内、喫煙者数がどれぐらいかということで、今の実態値よりは、どちらかという喫煙者が減少傾向にあることもございますし、本市としては、市民の方の健康も考えながら想定しないといけないところもございまして、健康の計画で、すこやか大阪21計画というのを大阪市は策定しておりまして、その喫煙率の目標値を基に喫煙者数を算出しております。

男性が28.2%以下をめざしておりまして、女性は11.8%以下をめざしているところでございます。そちらを基に算出しますと、308万7,000人の内、約63万人の喫煙者がいらっしゃるという計算になります。

その内、前回委員会で、環境局が実施しましたアンケート調査結果をお知らせしたところですが、その中で、よく喫煙する場所はどこですかという設問で、「路上」「公園・広場」を選択された割合が21.4%でございましたので、それを参考にしますと、8割程度の方は、今も、現状でマナーを守った喫煙ができているだろうというふうに仮定いたしまして、フォローしないといけない2割の方が利用できる喫煙所が少なくとも必要だろうということで計算いたしますと、13万5,000人の方のフォローが必要だと考えております。

次の2ページですね、そのフォローすべき喫煙者の方から、どれぐらいの喫煙所の数が必要かという算出についてでございますが、東京都の方で、喫煙室などの設置の技術的基準に関する具体的な対応というのを出されておまして、そちらを参考にさせて頂いて、1人当たりの必要な面積というのは、ルールが明確にあるわけではないので、そちらを参考にして、1人当たり1.2平米を目安ということで示されておりますので、それを一番直近で大阪市が再整備しました堂島公園の閉鎖型喫煙所が、13平米でございますので、そちらで概ね計算すると、定員が11名となります。

それから先程のアンケート調査で、1回につきどれぐらいの喫煙時間を使っているかというのを確認させて頂いたところ、4分以内がほとんどでしたので、喫煙時間を

4分と出しまして、1日の供用時間を考えたときに、同規模の喫煙所で1日大体延べ2,310人が利用できる計算になりますので、一方アンケートの結果で見ますと、喫煙者の方が、自宅以外でどれぐらいの回数吸われているかという設問に対して、概ね2回以下だったので、2回とした場合、13万5,000人割る2,310人で、2回ということで掛け合わせて、117か所、おおむね120か所の喫煙所の設置数が必要だと計算しておりまして、実際それを必要だとしたときに、それをどういう形で、それぞれの場所に喫煙所を設けていくかという考え方についても、内部で検討を進める中で、昼間人口が一番人の流れとか、どれぐらいの人数がいるかが分かるだろうということで、それをベースに割り振って、今、各区役所の方で、喫煙所設置候補地の選定を進めておるところでございます。

喫煙所の整備時期につきましては、やはり2025年1月に禁止をするので、期間が限られておりますけれども、それまでに設置をするということを目指して進めていきたいと考えておるところです。

4番には、中間答申でも言って頂きましたとおり、場所の確保の観点、またなかなか行政だけの取組では進みにくいというところもございまして、民間事業者にも協力を求めるために、民間喫煙所の新規設置であるとか、既存の改修を行って、みんなが使える喫煙所というものを整備して頂いて、そちらを、助成制度を設けることで進めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○青木委員長 ありがとうございます。前回の中間答申を受けて、具体的に局の方でお進め頂いているという内容でございました。

何かご質問等ございますか。

玉川委員お願いいたします。

○玉川委員 ありがとうございます。今回のこの2ページ目ですか、各区における設置数というのがございまして、120か所を1区当たりの箇所というようなこともありますけれども、中間答申等では、やはり鉄道の乗降客数であるとか、そういっ

たことも考えた上で設置箇所等を考えるということになっていたのかなというふうに思います。

あと、このタイミングで、大阪市の商店会総連盟の方でも、喫煙所の数に関する試算というのを出しておられて、私どもの会員も非常に多く入っておられる組織ですので、私もちょっと見せてもらったりもしていたんですけども、そこで理事の方へのアンケートをされたところでは、やはり各商店会に1か所以上は設置すべきというご意見であったり、やっぱり各振興町会に設置しないと全面禁煙というのは難しいんじゃないかとか、そんなご意見もあったというように聞いています。

この試算結果では367か所となっていて、120か所という1つの結果もあるかと思いますが、別の試算では367か所となっていて、まずは120か所程度を作ってみて様子を見られるということなのか、予算の関係から120か所ということになったのか。先程いくつか喫煙率か何か、喫煙者の行動がというのもありましたけれども、120か所であれば、実際に整備される予算もつきそうなのかとか、その辺をもう少し教えて頂けるとありがたいなと思います。

○木村まち美化担当課長　　予算につきましては、まだこれからになるところでございまして、鋭意、市の内部で、今必要性について説明をしながら議論をしているところでございます。一方で、これは昼間人口を基に、喫煙者がこれぐらいいるだろうということで必要数を出しているものでございまして、それに加えて、万博が、これから大阪市内で、2025年に実施されますので、それに向けて、これまでコロナで減っていたインバウンドの方たちも増えてくるということも想定されます。そういったところのフォローについては、先程ご説明しました助成制度の創設で、既存の喫煙所の改修についても助成対象にして、取組の方も検討しているところでございます。今ある喫煙できる場所というのを、民間事業者も持っておられますので、そういったところを、みんなが利用できるような形に門戸を開いて頂くといえますか、そういったことで、一部はフォローができるのではないかなというのを考えておるところでございます。試算結果は、それぞれたくさんあって、私たちも参考にさせて頂いて、先程の

調査結果については、特に商店街の地域でご尽力されている方のご意見でもございますので、それも参考にした上で、特に助成制度をこれから活用も考えていますので、もともとマナーエリア団体も、各商店街の方が半分近く占めているところもございませぬので、そういったところにも助成制度であるとか、今の検討状況などもお知らせさせて頂いて、一緒に対策を講じていくような形でご協力頂けたらと思っております。

○玉川委員　ありがとうございます。この先程の大阪市の商店会総連盟の調査結果によると、喫煙所がなかった場合、やはり喫煙所のあるような大規模な商業施設に行かれるお客さんが増えるのではないかとというようなことをご心配されていると。それによって、商店街が被るビジネスの悪影響が年間252億円に上るんだというような試算もされていて、そういったご心配をお持ちの商業者の方がおられるという点についても、ぜひ考慮頂きたいなと思っております。

○青木委員長　ありがとうございました。民間の助成制度が、そういうものを促進する一つのきっかけになるかもしれませんし、ご説明によると、既設の改修も助成はするけれども、この120か所というのは、既設を除いた新規で120をめざすと、こういう考え方ということではよろしいんですかね。

○木村まち美化担当課長　そうです、はい。

○青木委員長　そうしますと、既設をいかにみんなが使えるものにしていくかということも、120を超えるところの整備には、大きな一つのきっかけになるということになりますかね。

どうぞ、谷内委員。

○谷内委員　この設置必要数についてなんですけれど、1人1日2回利用ですとか、いろいろな根拠が書かれているんですけれど、14時間供用で満遍なく14時間全て使われるというのは、やっぱり難しいかなと思っております、結構これは少なめの数字なんだろうと思うんです。実際には、もうちょっと朝ですとか、通勤でしたら帰宅の時間に人が集中したりですとか、お昼休みに集中したりですということを考えると、もうこの2倍から3倍ぐらいの数字が本当は必要なのかなというのを、ちょっ

とこれを聞きながら思ったんですけど、これはもう最低限として、それで予算申請するのか、もう少し多めの数字で予算申請して頂いた方が、必要な喫煙所数というのが確保できるのかなと思ったりもするんですけど。この必要数というのは、どの辺りにするのが適切なのか、ちょっと少ないなという印象を私は抱いています。

○青木委員長　何かそのことについて、コメントございますか。

○木村まち美化担当課長　そうですね、実際にどれ位が十分なのかというのは、なかなか難しい議論で、喫煙所も、多分これまでも禁止地区の指定と、喫煙所の利用状況とかも、もちろん事前にいろいろ考えた上で対策は講じているんだけど、対策を講じてみると、実はちょっと想定しているのと違っていたとか、そういったこともございますので、まずは、今考えている、先程言って頂いたとおり、時間帯の波とかも実際はあるかと思うんですが、まずは、少なくともこの程度必要だろうという数を確保しながら、状況に応じて、また対策を見ていくということも考えないといけないかと思っております。

○青木委員長　ありがとうございます。

さっき玉川委員から少しありましたけど、24区均等なら5か所ということですけど、実際には凸凹というか、より密度の高いところには重点的にという設計になるわけですね。

○木村まち美化担当課長　そうですね。昼間人口を基に、各区でざっと、単純に割り振ると、やはりこれまで通行量が多い場所は、大阪市の御堂筋を中心とした南北の軸があって、後は今の、京橋であるとか、禁止地区に指定している場所が、やっぱり人の動きが多いところがございますして、昼間人口の割り振りをすると、やっぱりそういったところが多くなってくるような状況でございます。

一方で、駅に近いところに喫煙所を設けられたほうが効果は高いと、内部でもお話をしまして、駅というのが、割と区をまたいでいるんですね。難波の駅であったら、浪速区と中央区をまたいでいるとか。それぞれの駅毎に、実際、建てられるのはこっち側だなとか、立地的な条件もございますので、そういう状況とかも踏まえて、

昼間人口だけではなくて、調整しながら必要な場所に対策を講じていくような喫煙所の整備を進めていきたいと考えているところです。

○青木委員長　ありがとうございます。

その他、ご質問よろしいですか。

近藤委員お願いします。

○近藤委員　必要設置数について、いろんな計算の仕方があるんで、どれが正しい、どれが間違っているというのは、判断が難しいかと思うんですけども、僕も、第一印象としてはちょっと数が少ないんじゃないかなと。ただし、先程のご説明で、あくまで新規のみで、既設の所は除外しているというご説明だったんですけども、まず、じゃ、既設の所というのは、どれぐらいの数量を見込んでおられるのかというのが、まず質問1点です。

それと、考え方として、先程、前回の中間答申でまとめた中で、民間の力を利用してということが相当に強調されていたかと思うんですけども、民間で喫煙所を整備してもらえないかというような公募といいますか、そういう応募をかけたときに、例えば、殊のほかたくさん応募があつて、かつ、例えば、原っぱがあるから、ここに閉鎖型をつくってくださいみたいな形になると1,000万円近い投資になりますけども、いや、うちは自動販売機を並べて営業しているんだけども、そこに換気扇だけをつけてくれたら市のスタンダードのやつに合うんじゃないかと言ったら、それだったら100万円ですむかも分からないし。この辺によって、応募の実態がひょっとするとすごい数の応募が来るかも分からないかと思うんですけども、そういった場合は、設置数のターゲットをより上回ったとしても、どんどん設置していこうというお考えなのか。

以上2点、ちょっと質問です。

○木村まち美化担当課長　ありがとうございます。まず、既存の喫煙所の改修についてなんですけども、助成制度全般に言えることだと思うんですけども、機運上昇といいますか、民間の方にも喫煙所を作って頂いて、皆さんが使って頂けるように開放

して頂くという流れを大阪市として作りたいと思っていて、それを牽引するためには、一定数の数ができていくと、後は自動的に増えていく流れができると、増えていくというところもございますので、その辺りも考えながら、どれぐらいの数、助成していくかというところは、まだこれから内部での検討になってくるかと思っております。

もう一点、民間で公募をかけたときという部分なんですけども、今、民間の関係先にもヒアリングなど、簡単に意見交換もさせて頂いているんですけど、喫煙率が下がってきて、煙に対する否定的なご意見も多かったり、苦情とかもやはり民間企業も受けられているみたいで、その中で喫煙所を作るというのは、なかなかちょっとハードルが高いんだと、今、聞いているとそういうところもございます。

一方で、大阪市の予算の範囲内で事業を進めないといけないというところもございますので、令和5年と令和6年の2年にかけて整備を進めていくんですけど、5年に助成制度を立ち上げて、応募してくる状況とかも踏まえながら、場合によって令和6年は、ちょっと微調整をするであるとか、そういったことも考えないといけないかと思っております。

後は場所に関しても、民間から、ここ、何とかできるよというお話があった時には、例えば、大阪市内で、公設でつくろうと思っている場所と、そこが非常に近い場合もあるので、その時に民間の助成制度の方を使って頂いた方がいいなとか、そういった全体調整というのが必要になってくると思っておりますので、そういった応募状況に応じて、また計画ですね、整備の進め方を見直すようなことが必要かなと考えております。

○青木委員長　　ありがとうございました。

その他、いかがですか、よろしいですか。

玉川委員お願いします。

○玉川委員　　ありがとうございます。先程のご説明の中で、設置してみても状況によって違ったりするって、なかなか読みどおりにいかない難しさがあるというお話を

聞いたところなんですけれども、そういう意味では、この堂島の公園の喫煙所というのは、当初予定していたような感じで推移しているのか、それとも広さだったりとか、あと、開放している時間だったりとか、何かちょっと想定していたことと違うところがあるのかとか、その辺の、今、検証というのは、どうなっているんでしょうか。

○木村まち美化担当課長　ありがとうございます。堂島公園については、委員方から第1号の閉鎖型の喫煙所になるので、状況をしっかり把握して行って、今後の対策に活かしていくように、ご意見をこの間戴いてきたところでございまして、特に、堂島公園自体を禁止地区に今回指定したこともあって、周知に関しては、結構早くから取組ができたところで、マナーを守って喫煙所を利用頂けているような状況だというのは、思っているところです。

ただ、一方で、報道等でもご指摘頂いたりとかもしているんですけども、夜の時間帯とかに、別の所で吸われている方がいらっしゃるであるとか、あと、元からあった場所なんですけども、近隣でたばこの販売を行っている店舗の周りでの喫煙者の方が、特にお昼休みなんかが多い状況というのが、この間もございまして、そちらが解消されていないよねというご指摘も頂いたりするところでございます。もともと、公園がとても横に長い公園になりまして、一番手前の部分の、御堂筋に近い所だけ禁止地区にしているところもございまして、今の段階では、そちらの、禁止している場所について吸っておられたら、指導員が過料徴収するという事で、喫煙所外の喫煙を抑制することができるんですけど、その奥の部分については、今、禁止地区になっていない所で、指導しかできないような状況でございます。そちらのほうの状況とかも、内部でも共有させて頂いていて、120か所の喫煙所の候補地を考えるであるとか、場所に応じた対策を考える上では、参考にして対策を取っていかないとはいえないと考えております。

○青木委員長　ありがとうございます。

どこかで一度、中間集約みたいなレポートを頂ければとも思いますので、よろしく

お願いします。

ほか、よろしいですか。

では、この報告事項についての質疑は、以上とさせていただきます。

本日、用意しました検討課題は以上3点でございますが、委員の先生方から、何か今後に向けて、あるいは、それ以外の点でも何かございませんか。

玉川委員お願いします。

○玉川委員 先程の効果的な普及啓発方法についての時に、しっかりご意見申し上げてなかったなと思うことが1点ありまして、今後、また、この議論が進むと思うんですけれども、やはりこういった普及活動を進める時には、時期の列とターゲットの列を置いて頂いて、この時期にはこういう目的があるので、主にこのターゲットをやっていくというようなことで、分けて考えていくという手法を取られた方が効率的なのではないかなと思いました。

何となく私も、ざっくり今日もお話聞かせて頂いて、ざっくりとしたご意見しかお伝えできなかったなとちょっと反省している中で、そういう時系列と、特にやりたいこと、それを特に打ち出したいターゲットという分け方があると、自ずとどういうやり方でやっていくのかという手段が決まってくるのかなと思いますので、少し、そういった形で整理して頂けると、議論も進みやすくなるなと思いました。

以上でございます。

○青木委員長 貴重なご意見、ありがとうございます。今後3年間にわたる周知でするので、やはりそういう、メリハリの利いた活動というのは非常に重要だと思いますので、次回以降の検討で意識をしていきたいというふうにも思います。

よろしいですかね。

それでは以上で、本日の審議とさせていただきますので、ここまでで私の方では締めて頂きまして、事務局にお渡ししたいと思います。

本日はありがとうございます。

○松倉課長代理（司会） 青木委員長ありがとうございます。

委員の皆様方には大変お忙しいところ、ご審議を賜り誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第42回大阪市路上喫煙対策委員会を終了とさせていただきます。
ありがとうございました。

閉会 午前11時41分